

# 第9回教育委員会

平成29年3月30日  
午前10時  
本庁舎屋上会議室

議案

議案第61号 高齢者部分休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

## 議案第 61 号

### 教育職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則の一部を改正する 規則案

教育職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則（平成 19 年大阪市教育委員会規則第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（高齢者部分休業中の給与の取扱い）

第 5 条 条例第 4 条の規定による給与の減額については、給料等の支給に関する規則（昭和 56 年大阪市規則第 29 号）第 8 条第 1 項、第 8 条の 2 並びに第 9 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。この場合において、同規則第 8 条第 1 項中「条例第 8 条第 1 項」とあるのは「条例第 4 条」と、「条例に基づく」とあるのは「職員の給与に関する条例（昭和 31 年大阪市条例第 29 号）に基づく」と、第 8 条の 2 中「条例第 9 条第 2 項及び第 17 条」とあるのは「条例第 4 条」と、同条第 1 項中「勤務時間規則第 2 条第 1 項」とあるのは「大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則（平成 29 年大阪市教育委員会規則第 号）第 2 条第 1 項」と、第 9 条第 3 項中「条例第 15 条の規定により勤務 1 時間につき支給する超過勤務手当の額」とあるのは「条例第 4 条の規定により勤務しない 1 時間につき減額する給与の額」と、同条第 4 項中「超過勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（支給割合を異にする場合においては、各別に計算した時間数）」とあるのは「条例第 4 条の規定による減額の基礎となる勤務しない時間数は、その月の全時間数」と読み替えるものとする。

第 6 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項」を「条例第 5 条」に、「1 日とし、日を月に換算する場合は 30 日をもって 1 月とする。」を「1 日とする。」に改め、同項を同条第 1 項とする。

#### 附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

## 教育職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則（抄）

(高齢者部分休業中の給与の取扱い)

第5条 教育職員等が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、**条例第4条の規定による給与の減額については、給料等の支給に関する教育委員会所管の学校の教育職員等の給料等の支給方法に関する規則（平成7年規則（昭和56年大阪市規則第29号）第8条第1項、第8条の2並びに第9年大阪市教育委員会規則第9号。以下「支給規則」という。）第4条の規定第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、同規則第8条第1項中「条例第8条第1項」とあるのは「条例第4条」と、「条例に基づき含む。」並びにこれに対する地域手当並びに管理職手当、産業教育手当及びく」とあるのは「職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）に義務教育等教員特別手当の月額合計額に12を乗じ、その額を大阪市立学校に基づく」と、第8条の2中「条例第9条第2項及び第17条」とあるのは「条例の市費負担教員等の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成7年大阪市条例第4条）」と、同条第1項中「勤務時間規則第2条第1項」とあるのは「大教育委員会規則第5号）第2条第1項に定める1週間当たりの勤務時間に52大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則（平成29年大阪市教育委員会規則第 号）第2条第1項」と、第9条第3項中「条例第15条の規定に規則第3条第2項で定める休日をいう。）の日数の合計に7時間45分を乗じより勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額」とあるのは「条例第4条で得たものを減じたもので除して得た額を減額する。**

**の規定により勤務しない1時間につき減額する給与の額」と、同条第4項中「超過勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（支給割合を異にする場合においては、各別に計算した時間数）」とあるのは「条例第4条の規定による減額の基礎**

**となる勤務しない時間数は、その月の全時間数」と読み替えるものとする。**

(退職手当の取扱い)

第6条 教育職員が高齢者部分休業の承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則（昭和43年大阪市教育委員会規則第12号）第7条第1項から第6項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合における同条第8項及び第10項の適用については、同条第8項中「前各項」とあるのは「前各項及び教育職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則（平成19年大阪市教育委員会規則第52号）第6条」と、同条第10項中「前各項」とあるのは「前各項及び教育職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則第6条」とする。

2 前項 に規定する在職期間から除算する期間の計算については、高齢

#### **条例第5条**

者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間について、時間を日に換算する場合は7時間45分をもって1日とし、日を月に換算する場合は30日をもって1月とする。

## 教育職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則の一部改正について

### 1 改正の理由

教育職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正に伴い、本規則において必要な規定整備を行う必要があるため、規則の一部を改正するものである。

### 2 改正の内容

- ・高齢者部分休業中の給与の減額に関して必要な規定整備を行う。(第5条)
- ・その他、必要な規定整備を行う。

### 3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日